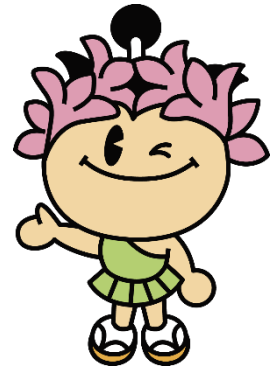


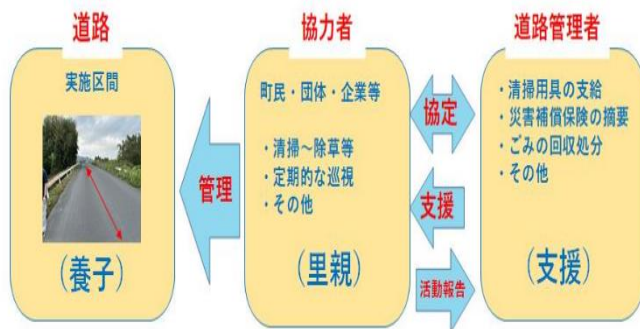
道路の里親になってみませんか？

町ではみなさんが地域で利用する道路の里親制度を4月1日からスタートします。身近な公共空間の美観は地域の誇りです。ぜひこの機会に道路の里親になってみませんか？



「道路里親制度」とは

町道を「養子」にみたて、町民の皆さんに親代わりになっていただきます。我が子同様な愛情で町道(一定区間)の管理をお願いし、「里親」として、草刈りや清掃、巡視などのお世話をさせていただきます。



里親になるには

通年で里親を募集しています。5人以上のグループ、家族、学校、自治会、商店会、農事組合、企業などの各種団体で里親になるための届出を行い、町と協定を結び、希望する道路区域で活動を行っていただきます。

里親の期間

里親の協定締結後、辞退の手続きが行われるまでの期間となります。

町の支援内容

町道の美化活動に必要な清掃用具(草刈り機の刃や燃料、ゴミ袋、軍手)などを支給します。活動で出た草やゴミについては町が回収及び処分をします。

また、事故や怪我があった場合、第三者に損害を与えた場合には、町施設のボランティア活動であることから、町の総合賠償保障保険が適用されます。

道路里親制度 Q & A

Q: 活動の回数に決まりはありますか？

A: おおむね、年2～3回ほど活動していただくことを想定しています。

Q: 里親となる道路の延長に決まりはありますか？

A: おおむね、50m以上の延長距離を里親の対象にさせていただくことを想定しています。

Q: 活動はゴミ拾いだけでも構いませんか？

A: 町道によっては草木が無い(除草箇所がない)場合もあるので、ゴミ拾いのみでも対象になります。

Q: 町道以外の道や水路などは対象になりますか？

A: 現時点では認定町道のみを対象としておりますが、今後は地域の方々に維持管理していただいている認定外生活道路(赤道)や水路(青道)も里親制度の対象にすることを考えております。

Q: 金銭(補助金)支援はありますか？

A: 金銭の援助は行いませんが、活動に必要な清掃用具等は支給・無償貸与します。